

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和元年5月10日(金)午後3時～午後3時35分
2. 開催場所 大和高田市役所 3階東会議室
3. 出席委員 農業委員(12名)農地利用最適化推進委員(3名)

農業委員	氏名	農業委員	氏名	推進委員	氏名
1	森本 輝雄	8	欠席	1	岡本 勝康
2	今村平治郎	9	上田美加子	2	寺田 勉
3	鶴山 久雄	10	前田 全計	3	欠席
4	小川 隆興	11	藤岡 秀信	4	吉岡 重治
5	奥本 正嗣	12	弓場 一郎		
6	木下 浩明	13	本郷 保則		
7	梅田 昌宏				

4. 欠席委員 農業委員(1名)8番 中江 彰 最適化推進委員(1名)稲岡丈介

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項について申請の件

議第2号 農地法第5条規定による申請の件

議第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

議第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条による農用地利用配分計画について

議第5号 その他

1) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第3条の3第1項第6号規定による届出の件

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届の件

2) 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 龍 節子

事務局長補佐 東浦章仁

7. 会議の概要

議長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から5月の定例委員会を開催致します。本日は、農業委員13名中12名出席されておりますので、総会が成立することを報告致します。推進委員の方は3名出席いただいております。

(会長あいさつ)

議 長 それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致します。
私から指名させて頂くことに異議などございませんか。
(異議なしの声有り)

議 長 異議ないようですので、本日の議事録署名委員に9番、上田委員さんと10番、前田委員さんのお二人を指名致します。

 続いて議事日程、第2、会議書記の指名には、事務局の龍局長と東浦補佐を指名しますので、よろしくお願ひ致します。

議 長 それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。

 まず、議第1号を議題と致しますが、上田委員さんの親族が申請人となっている案件がございますので、農業員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、当該事案の審議開始から終了までの間、退席をお願いします。なお、関係議案審議終了後に入室していただきます。

(上田委員 退席)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 議第1号、農地法第3条第1項について申請の件について説明致します。
本件は、農地を農地として耕作するため売買による所有権移転の移動でございます。
番号1番、申請地、大字松塚□□番(田)1,044㎡、譲受人、大字松塚、□□□□、譲渡人、大字松塚、□□□□、売買による所有権の移動で、申請理由は、規模拡大のためでございます。譲受人の耕作地面積は、47,948㎡と下限面積は満たしております。場所は、調査順序表第4番目、近鉄松塚駅より□へ約50mのところでございます。

番号2番、申請地、大字田井□□番1(田)1,319㎡、譲受人、大字田井、□□□□、持分1/2、□□□□子、持分1/2、譲渡人、大字田井、□□□□、売買による所有権の移動で、申請理由は、規模拡大のためでございます。譲受人の耕作地面積は、26,620㎡と下限面積は満たしております。場所は、調査順序表第2番目、近鉄浮孔駅より□□へ約100mのところでございます。

番号3番、申請地、大字野口□□□番1(田)383㎡、譲受人、大字野口、□□□□、譲渡人、大字野口、□□□□、売買による所有権の移動で、申請理由は、規模拡大のためでございます。譲受人の耕作地面積は、5,606㎡と下限面積は満たしております。場所は、調査順序表第3番目、野口共同墓地より□□へ約50mのところでございます。

以上、議第1号につきましては3件の申請で、申請に伴う書類等はいずれも具備致しております。

続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果について説明させていただきます。

まず、それぞれの譲受人が権利の取得後において、今回取得する農地を含めた、すべての農地を効率的に利用し、耕作されるかという全部効率利用要件につきましては、譲受人、又はその世帯員の耕作に必要な機械の保有状況や農作業の従事者の人数や日数から見て、いずれも現在保有しているすべての農地の耕作状況、又は管理状況から、今回取得する農地も含めて今後も引き続き効率的に利用することが見込まれますので、支障がないものと判断致します。

次に、権利の取得後に耕作に必要な農作業に従事するかという常時従事要件につい

ては、1番2番の方は、認定農業者であり、3番の方も、本人も含めた世帯員等の現在の農作業の従事状況からも、譲受人は、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。

また、周辺の地域との調和要件につきましては、どの申請も、現在の耕作地の同一地域内の申請でございますし、農業上の総合的利用につきましても、いずれも従来のおり支障がないものと考えます。以上、今回の案件につきましては、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと判断致します。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

3 番 　□□さんから買われる□□さんですが、どちらにお住いのかたですか。農家で耕作されている方ですか。

事務局 　福西メリヤスの□側の方で、最近太陽光発電された□□さんの農地の□側でご自宅が、今回の申請地の道挟んで□側です。もう農地を耕起しておられました。

議 長 　他に何かございませんか。質問等ないので採決致します。

それでは、議第1号、農地法第3条第1項について申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 　全員賛成ですので、議第1号は、委員会処理に決定致します。

続いて、議第2号を議題と致しますが、議題に入ります前に、上田委員の入室をお願い致します。

(上田委員着席)

ご着席頂きましたので、議第2号について事務局からの説明をお願いします。

事務局 　議第2号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。

本件は、市街化調整区域の農地を賃貸借権の設定により、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字田井□□□番1(田)I,557㎡、借受人、大字田井、株式会社□□□□、貸出人、熊本市、□□□□、申請地は、賃貸借権の設定により、露天駐車場への転用申請でございます。場所は、調査順序表第1番目、近鉄浮孔駅より□へ約200mのところでございます。以上、第3号議案につきましては1件の申請で、いずれも申請に伴う書類等は具備致しております。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長 　それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。

大字田井の株式会社□□□□、の申請ですが、申請地は、耕作されておりました。周囲の状況は、北側は道路、東側、西側、南側は農地です。周囲に擁壁を設け地上げし、土砂の流出がないように造成されます。汚水の発生はなく、雨水は自然浸透で北側の水路へ排出されます。隣接農地の方々や田井水利組合からも同意を得ています。周囲への被害はないものと思われまます。農地部会としては妥当な申請であろうという審議結果でした。以上、農地部会での審議結果を報告させていただきます。

議 長 　ただ今、農地部会長より報告のあったとおりですが、続いて事務局から、農地法に

基づく農地転用許可基準による検討事項について説明を願います。

事務局

それでは説明させていただきます。大字田井の申請ですが、農地区分は、近鉄浮孔駅より約□□□m内に位置しており、第3種農地と判断されます。

まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は、会社の自己資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しが添付されており、駐車場として造成して借り受ける資金として適当であると判断致します。

次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、申請代理人からの聴取によりまして、許可後よりすぐに着手し約1ヶ月で完成とのこととありますので確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画図の駐車台数は事業規模からして妥当な面積であると判断致します。

以上、ご審議よろしくお願い致します。

議長

ただ今、部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この議第2号について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。

(なしとの声あり)

議長

ご意見、ご質問などが無いようですので、採決致します。

ただ今の議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手でお願い致します。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議第2号は県へ送付することに決定致します。

続いて、議第3号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局

議第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。

本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により経営基盤の強化を促進するための措置として、産業振興課より当委員会に、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。

産業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。

整理番号1番、利用権の設定を受ける者、大字松塚、□□□□、利用権を設定する者、大字松塚、□□□□、利用権を設定する農地、大字松塚□□番2(田)1,007㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を栽培しての利用で、期間は、令和元年6月1日から令和4年5月31日までの3年間でございます。

整理番号2番、利用権の設定を受ける者、大字野口、□□□□、利用権を設定する者、大字野口、□□□□、利用権を設定する農地、大字野口□□□番(田)1,262㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を栽培しての利用で、期間は、令和元年6月1日から令和4年5月31日までの3年間でございます。

整理番号3番、利用権の設定を受ける者、大字吉井、□□□□、利用権を設定する者、大字根成柿、□□□□、利用権を設定する農地、大字根成柿□□□番5(田)502㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を栽培しての利用で、期間は、令和元年6月1日から令和4年5月31日までの3年間でございます。

この農地につきましては、議第5号その他の1番で相続の届出の案件としてあがっております。

整理番号4番、利用権を設定する者、樞原市、□□□□、利用権を設定する農地、

大字松塚□□□番（田）692㎡、利用権の種類は、中間管理権の設定により、水稻を作付けしての利用で、期間は、令和元年5月1日から令和6年4月30日までの5年間でございます。利用権を設定する者、香芝市、□□□□□、利用権を設定する農地、大字松塚□□□番1（田）I, 203㎡、利用権の種類は、中間管理権の設定により、水稻を作付けしての利用で、期間は、令和元年5月1日から令和6年4月30日までの5年間でございます。利用権を設定する者、大字松塚、□□□□□、利用権を設定する農地、大字松塚□□□番1（田）1,074㎡、利用権の種類は、中間管理権の設定により、水稻を作付けしての利用で、期間は、令和元年3月1日から令和11年3月31日までの10年間でございます。3件の利用権の設定を受ける者、橿原市、なら担い手・農地サポートセンターとなっております。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることなどの農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この内容をご承認頂ければ、市の産業振興課に対しましてその旨の回答をさせていただきますので、ご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問などありませんか。

（なしの声有り）

議長 　ご質問などがないようですので、採決致します。

それでは、議第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議長 　全員賛成ですので、議第3号につきましては、産業振興課に対し原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。

次に議第4号を議題と致しますが、議題に入ります前に、次の案件につきましては、上田委員の親族が申請人となっている案件がございますので、第4議案審議終了まで、上田委員のご退席をお願いします。

（上田委員、退席）

それでは、議第4号について事務局からの説明をお願いします。

事務局 　議案書3頁、議第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条による農地利用配分計画について説明致します。

本件は、農地の所有者から農地を借り受けた農地中間管理機構が、その借り受けた農地を次の耕作者に貸すための手続きとして農地利用配分計画を定める必要があります。農地中間管理機構が農地利用配分計画を定める場合には、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定によりまして、市町村に対し、その計画案を提出するよう求めることが出来るとされていることから、市町村がその計画案を作成するにあたり、必要と認めるときは農業委員会の意見を聴くものされています。今回、市の産業振興課で農地利用配分計画案が作成されましたので、議案第4号のとおり農業委員会に対し意見を求められましたので、本日ご審議頂くものでございます。

番号1番、利用権の設定を受ける者、宇陀市、□□□□、利用権を設定する農地、大字松塚□□□番(田)692㎡、大字松塚□□□番1(田)1,203㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を作付けしての利用で期間は、県認可公告日の翌日から令和6年4月30日までの約5年間でございます。現に権利の設定を受けている者、公益財団法人、担い手・農地サポートセンターでございます。

番号2番、利用権の設定を受ける者、大字松塚、□□□□、利用権を設定する農地、大字松塚□□□1(田)1,074㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を作付けしての利用で期間は、県認可公告日の翌日から令和11年3月31日までの約10年間でございます。現に権利の設定を受けている者、公益財団法人、担い手・農地サポートセンターでございます。

以上、農地利用配分計画については2件でございます。ご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見ご質問等ございませんか。

13番 　サポートセンターから借りられる方で遠くからお越しの方の場合、水の管理や畔草の始末はどうされているのですか。

事務局 　今回借りられる農地は、比較的水の管理はしやすいところのようです。

9番 　松塚にもこの方は作りにこられています、そんなに来られていないように思います。草の管理もお願いはしていますが、植える前と田植え前ぐらいにしておられるだけだと思います。

推1番 　藤森にもこの方来られてますが、年3～4回ぐらいしかこられてないように思われます。

13番 　私の村でも、遠方から来られている耕作者の方がおられるのですが、その土地に関しては所有者の方が管理されています。できない場合はサポートセンターが来てくださるのですか。

推1番 　藤森では、水が入りにくいところで、サポートセンターの方がこられたり、水がないようでしたら、私が入れたりしています。

事務局 　地元で作り手がいない場合、所有者や地元の方の協力が必要になってくると思います。

議長 　他に質問等ございませんか。ないようですので採決致します。

　それでは、議第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条による農地利用配分計画について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長 　全員賛成ですので、議第4号につきましては、許可相当の意見を付し、市の産業振興課へ回答することに決定致します。

　次に入ります前に、上田委員の入室をお願いします。

(上田委員 着席)

　それでは、議第5号その他の1番を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 　議第5号、その他の1番、専決処分の報告について、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明致します。本件は、相続により農地の権利を取得したことの届出について、専決処理を行った事後報告でございます。

番号1番、届出地、大字根成柿□□□番1(田)687㎡、大字根成柿□□□番1(田)I,331㎡、大字根成柿□□□番1(田)2,025㎡、相続人、大字根成柿、□□□□、届出事由は、平成31年4月19日相続による所有権取得の届出で、あつせんの希望はされておられません。

番号2番、所在地、大字根成柿□□□番5(田)623㎡、相続人、大字根成柿、□□□□、届出事由は、平成31年4月22日相続による所有権移転の届出で、あつせんの希望があり、議題3号の3の案件で□□□□様に耕作していただくことになっております。

以上、農地法第3条の3第1項の規定による届出については2件の届出でございます。

議長 　ただ今の専決処分の報告第1号の案件につきましては、委員の皆様への報告とさせていただきます。次に入ります。

報告第2号について議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議第5号、その他1番の専決処分の報告について、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件について説明致します。

本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告であります。今回議案と致しましたのは、平成31年3月26日から平成31年4月25日までの報告分でございます。

番号1番、転用届出地、大字築山□□□番11(田)82㎡、譲受人、大字築山、□□□□、譲渡人、大阪市淀川区、□□□□、売買による所有権移転により共同住宅への転用届出でございます。平成31年4月17日に確認委員の奥本委員に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

以上、第5条関係1件の専決処分の事後報告でございます。

議長 　ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問などございませんか。

何かございましたら挙手をお願い致します。

4番 　共同住宅にしては面積が小さいですか、農地以外の土地を利用して建てられるという理解でよろしいですか。

事務局 　そのとおりです。他の土地を□□さんがご所有であわせて共同住宅を建てられる計画です。

議長 　他にご質問等ないようですので、報告第2号を終わります。確認委員の奥本委員さんは、お忙しい中ご確認頂きご苦勞様でした。

次に、議第5号 その他2番を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議第5号 その他2番、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画について説明致します。この件につきましては、平成31年3月5日の委員会においてご承認頂きました、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)ならびに平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、農業者の方からのご意見及びご要望を頂くために、大和高田市ホームページに掲載し意見聴取をおこないましたが、特に意見等はございませんでしたので報告させていただきます。

議長 　只今、事務局より説明のあったとおりですが、計画等について、委員会終了後に、

案をご熟読いただいたことかと思いますが、何かご意見等お気づきの点はございませんでしたか。

(なしの声有り)

議 長 ご意見等ないようですので、この案をご承認いただくということでよろしいですか。

それでは、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価ならびに平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画とし、それぞれ案を消し、市のホームページに公表させて頂くことと致します。

議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。

議 長 他に何かありませんか。ないようですので、これで5月の定例委員会を終らせて頂きます。委員の皆様方には大変お疲れ様でした。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長	今 村 平治郎
署名委員	上 田 美加子
署名委員	前 田 全 計